



発行
東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（五件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…六
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………（下水道局）…八
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定……………（同）…八

公告

告示

●東京都告示第千十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

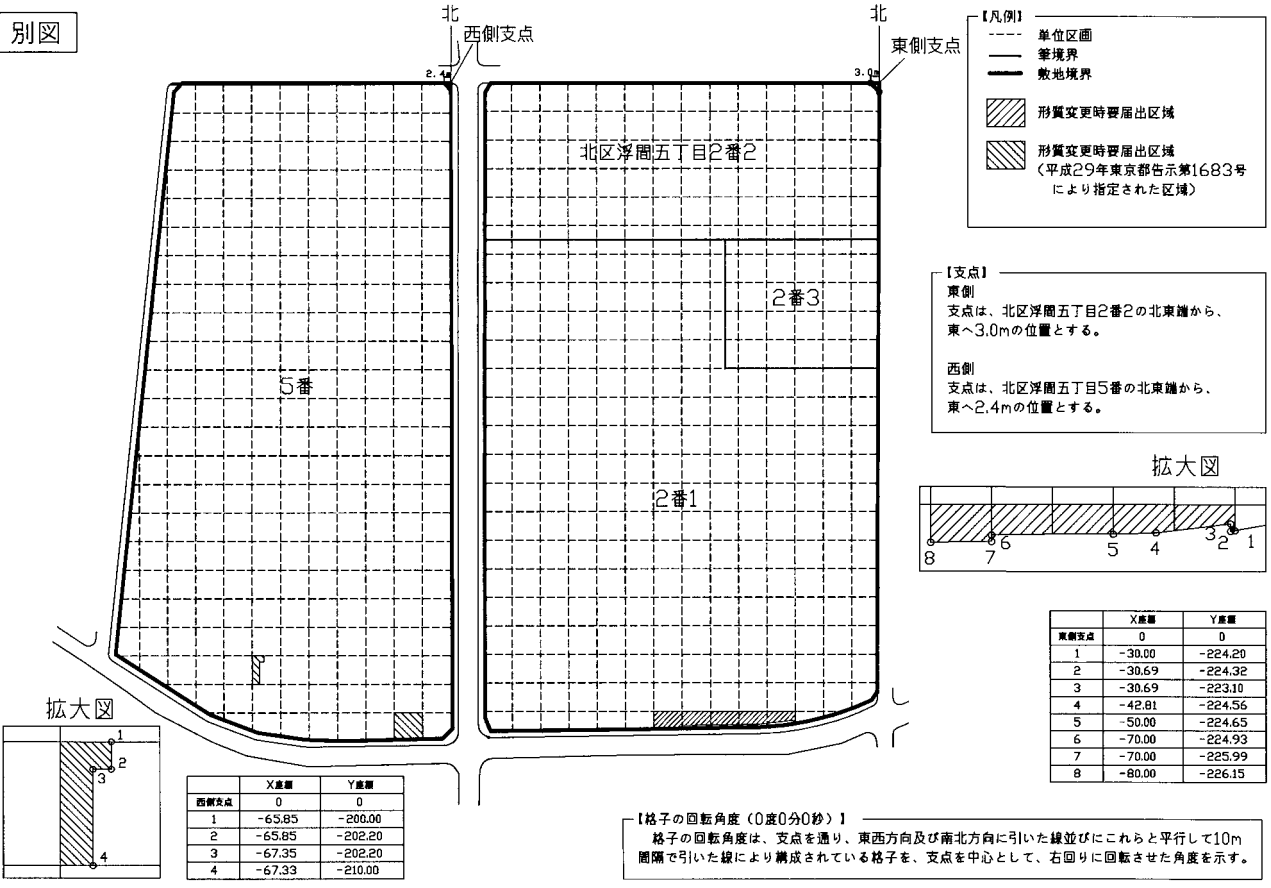
平成三十年七月十日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（北区浮間五丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第千十四号

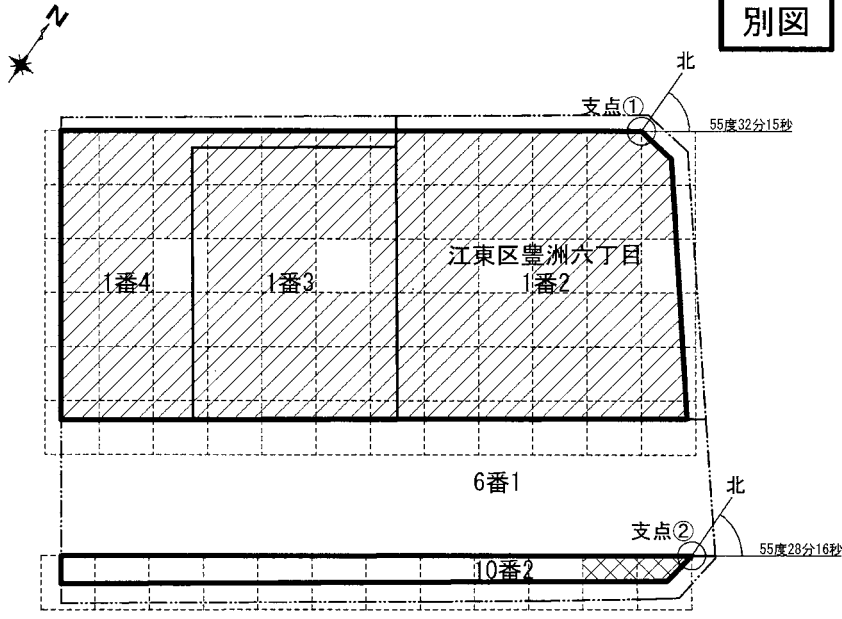
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年七月十日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区豊洲六丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物
- 四 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域の一部は、規則第五十八条第五項第九号に該当する。

別図



- 【凡例】
- 単位区画
 - 筆境界
 - - - 敷地境界
 - 調査対象地
 - ▨ 形質変更時要届出区域
 - ▩ 形質変更時要届出区域 (規則第58条第5項第9号に該当する区域)

【支点】

支点① X座標-3643.5561 Y座標-39209.8308
 支点② X座標-3586.6075 Y座標-39264.8630
 座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により世界測量地形座標計算によって作成した。

【支点①格子の回転角度(55度32分15秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【支点②格子の回転角度(55度28分16秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

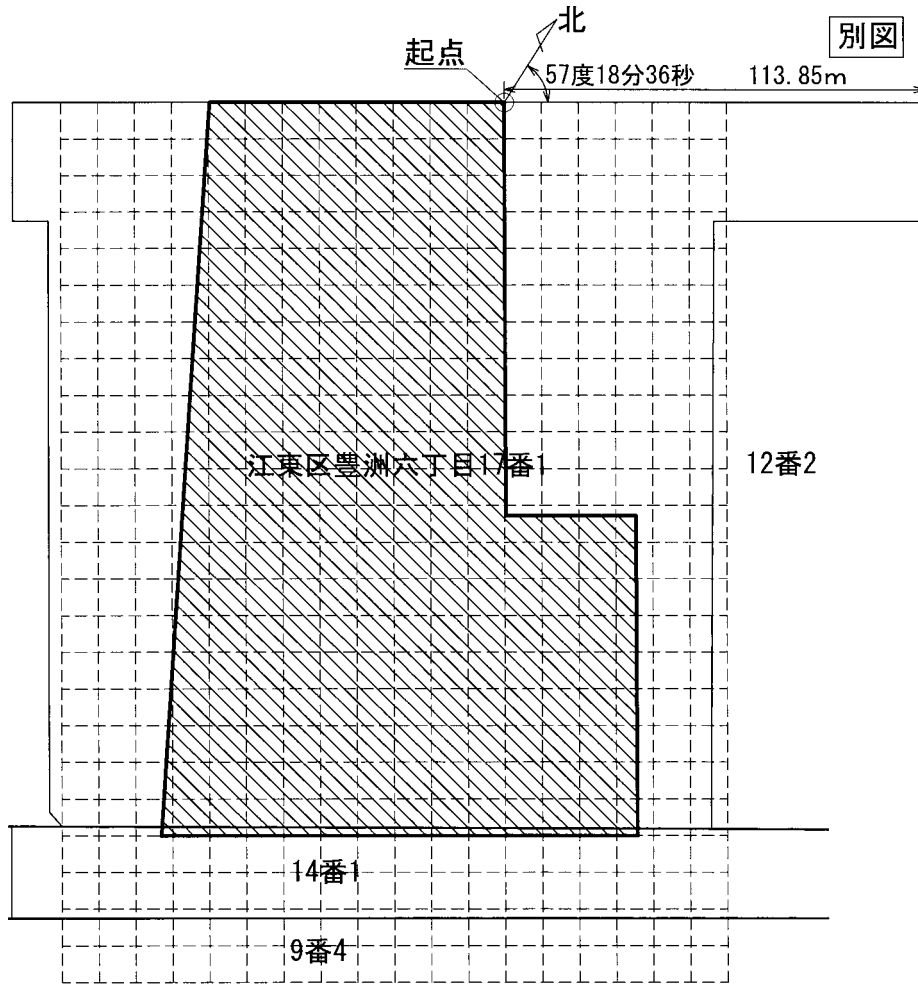
●東京都告示第千十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年七月十日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区豊洲六丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- ▨ 形質変更時
要届出区域

【起点】

起点は、江東区豊洲六丁目17番1の最北端より、筆境界に沿って
南西に113.85mの位置とする。

【格子の回転角度 (57度18分36秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔
で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千十六号

土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域 (以下「形質変更時要届出区域」とい
う。) を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

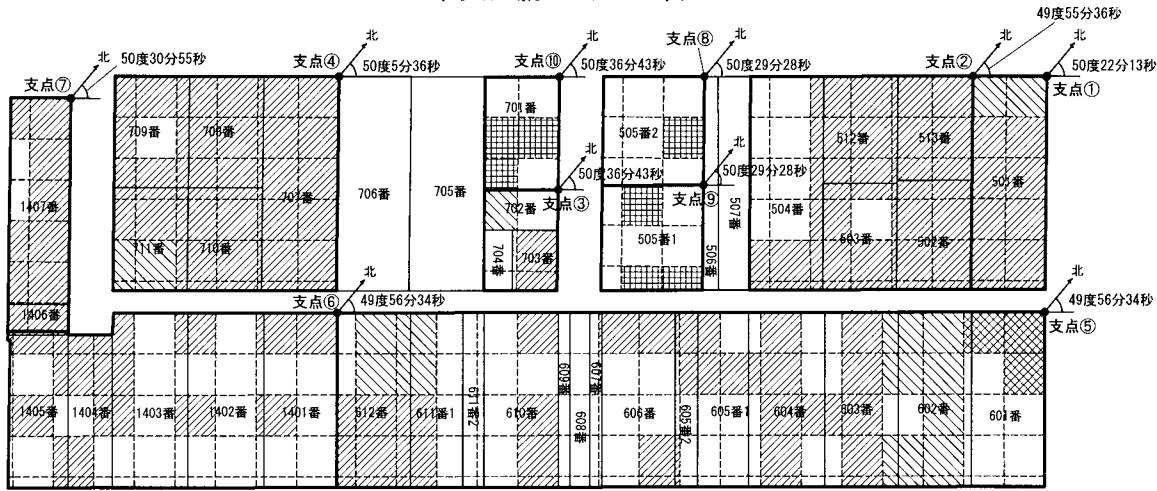
平成三十年七月十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (中央区勝どき
四丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。) 第三十一条第一項の基準
に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合
物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 鉛及びその化合物

別図

中央区勝どき四丁目



【凡例】

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 調査対象地
- ▨ : 形質変更時要届出区域
(この告示により指定する区域)
- ▩ : 形質変更時要届出区域
(平成30年東京都告示第344号により指定した区域)
- : 形質変更時要届出区域
(平成30年東京都告示第778号により指定した区域)
- ▧ : 形質変更時要届出区域
(平成29年東京都告示第1681号により指定した区域)

【支點】

支點①は、中央区勝どき四丁目501番の最北端とする。
 支點②は、中央区勝どき四丁目513番の最北端とする。
 支點③は、中央区勝どき四丁目702番の最北端とする。
 支點④は、中央区勝どき四丁目707番の最北端とする。
 支點⑤は、中央区勝どき四丁目601番の最北端とする。
 支點⑥は、中央区勝どき四丁目1401番の最北端とする。
 支點⑦は、中央区勝どき四丁目1407番の最北端とする。
 支點⑧は、中央区勝どき四丁目505番2の最北端とする。
 支點⑨は、中央区勝どき四丁目505番1の最北端とする。
 支點⑩は、中央区勝どき四丁目701番の最北端とする。

【格子の回転角度】

支點① 50度22分13秒	支點⑥ 49度56分34秒
支點② 49度55分36秒	支點⑦ 50度30分55秒
支點③ 50度36分43秒	支點⑧ 50度29分28秒
支點④ 50度 5分36秒	支點⑨ 50度29分28秒
支點⑤ 49度56分34秒	支點⑩ 50度36分43秒

格子の回転角度は、支點を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支點を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

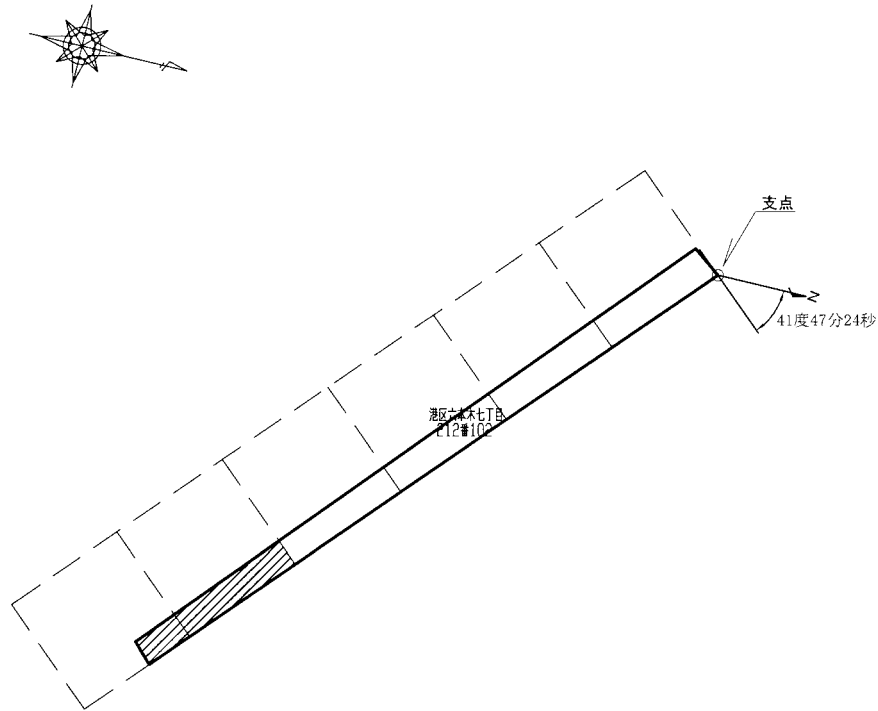
平成三十年七月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（港区六本木七丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、港区六本木七丁目212番102の最北端とする。

【格子の回転角度（41度47分24秒）】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千十八号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

平成三十年七月十日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名 都道環状七号線

二 指定する区間 葛飾区高砂一丁目二十五番二地先から同所百六十六番四地先まで

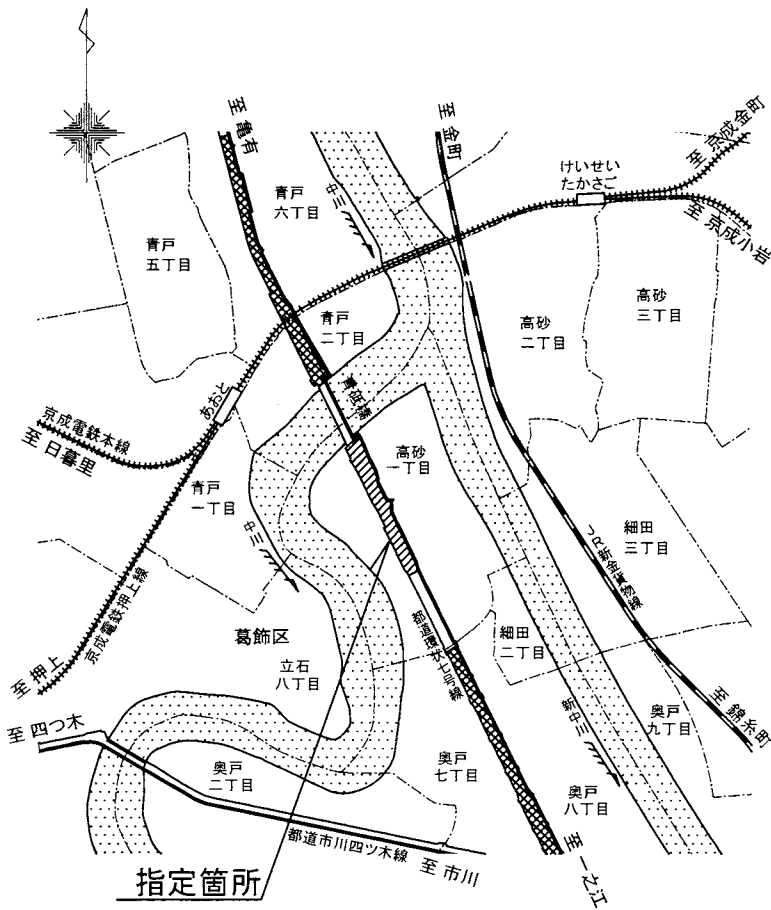
三 指定の概要 別図表示のとおり

別図

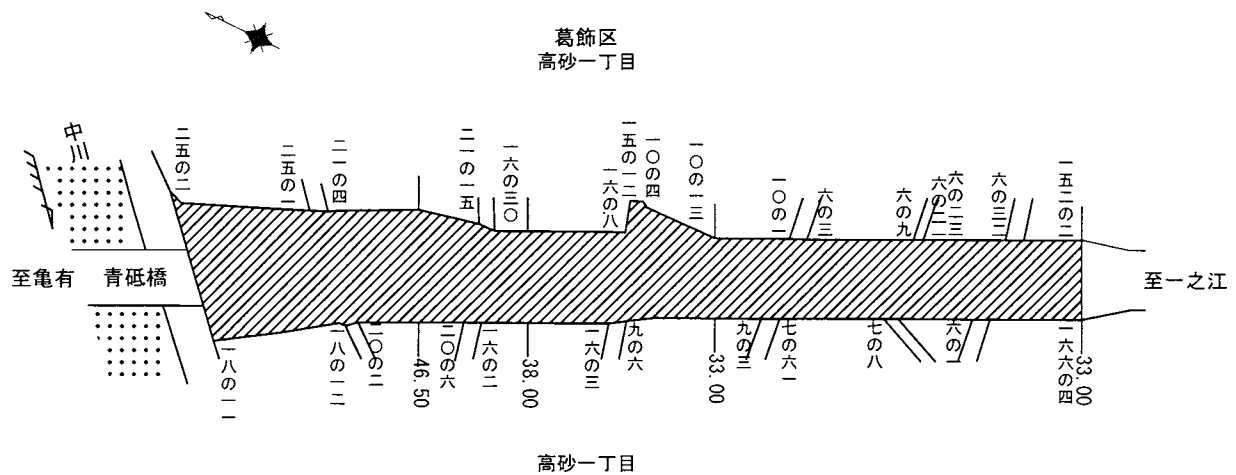
電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道環状七号線
葛飾区高砂一丁目地内

- 都道
- 特別区道
- 指定区間
- 延長 三七九・一五メートル
- 既指定区間

(電線共同溝予定名称 環状七号・四十四号)



都道環状七号線



公 告

東京都指定排水設備工事事業者の変更届出について

東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第六条の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があったので、同規程第七条の規定により公告する。

平成三十年七月十日

東京都下水道局長 小山 哲 司

一 事業所の所在地を変更した事業者

受理年月日	指定番号	商号又は名称	新事業所所在地	旧事業所所在地
平成三十年五月十一日	三七二八	株式会社 ミナモト	台東区東上野五丁目二番五号	台東区東上野五丁目七番十三号
同日	四七一	株式会社 ミタツク	国分寺市東戸倉一丁目十五番地十	東村山市萩山町一丁目八番地十二

同日	指定番号	商号又は名称	新事業所所在地	旧事業所所在地
同日	三九六九	有限会社 イワオ企画	多摩市豊ヶ丘四丁目六番地	多摩市豊ヶ丘一丁目五十九番地十

平成三十年五月二十日	指定番号	商号又は名称	新事業所所在地	旧事業所所在地
平成三十年五月二十日	四七九七	有限会社 エコー設備	足立区鹿浜四丁目十三番八号	足立区新田三丁目三十番十三号

二 代表者を変更した事業者

受理年月日	指定番号	商号又は名称	新代表者名	旧代表者名
平成三十年五月十一日	〇〇八六	ダイダン	力石 和彦	藤澤 一郎

十年五月十四日	株式会社 東京本社
---------	-----------

同日	関原管工株式会社	松原 祐司	関原 章喜
----	----------	-------	-------

同日	富士管工株式会社	福澤 和人	阿部 明義
----	----------	-------	-------

同日	東京ガスライフバ	野口 尚史	宮内 敏晴
----	----------	-------	-------

同日	ル西大田株式会社	秋山 和徳	秋山 勝夫
----	----------	-------	-------

同日	株式会社 水恵設備工業	秋山 和徳	秋山 勝夫
----	-------------	-------	-------

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第七条の規定により公告する。

平成三十年七月十日

東京都下水道局長 小山 哲 司

一 指定した事業者

指定番号	商号又は名称	代表者	事業所所在地
五五二二	アイ・エス・ケー	高橋 央	江戸川区松本一丁目十番十二号 二階

五五二二	商号又は名称	代表者	事業所所在地
五五二二	株式会社 ヤマシン工業	山田 新一	八王子市小宮町三百七番地二

五五二三 城北設備 梅本美知子 足立区関原三丁目二十七番九号
二 指定年月日
平成三十年六月六日

発行所 東京都文京区白山一丁目十三番七号 印刷所 勝美印刷株式会社
電話 〇三(三三二二)一一一一(代) 郵便番号 113-0001
定価 一筒月 三〇円 六、六〇〇円
本号 一筒月 三〇円 六、六〇〇円
電話 〇三(三三二二)一一一一(代) 郵便番号 113-0001

